

生駒市立生駒小学校 学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、生駒市学校運営協議会規則に基づき、生駒市立生駒小学校学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 協議会は、保護者や地域住民等が生駒市立生駒小学校（以下「学校」という。）の運営に参画し、必要な支援等について協議することにより、児童により良い教育を提供し、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進することを目的とする。

(基本的な方針の承認)

第3条 協議会は、前条の設置目的を達成するために、毎年度、次に掲げる事項について承認を行うものとする。

- (1) 学校の教育課程編成に関する事。
- (2) 学校の経営計画に関する事。
- (3) 学校の組織編成に関する事。
- (4) 学校の予算執行に関する事。
- (5) 学校施設の整備及び管理に関する事。
- (6) 学校と地域の連携・協働に関する事。
- (7) その他、校長が必要と認める事。

(意見の申し出)

第4条 協議会は、学校の運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べる事ができる。

(委員)

第5条 校長は、以下に掲げる者のうちから適任であると認める者を教育委員会に10人以内で推薦する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期については、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。

(部会)又は(委員会)

第8条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、特別の事情により協議会が必要と認めた場合を除き、公開する。

(委員以外の出席)

第10条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(守秘義務等)

第11条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(学校運営に関する評価)

第12条 協議会は、毎年1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(学校運営に関する情報提供)

第13条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(庶務)

第14条 協議会の事務局は学校に設置し、協議会の開催や資料作成等を行う。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項についてはその都度協議する。

附則

この会則は令和3年6月22日から施行する。